

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社に採用され、平成〇年〇月〇日から派遣先である社会福祉法人Cにおいて調理士として就労していた。

請求人によれば、同月〇日から同僚の栄養師が腰を痛めたので、重い物の持ち運びは請求人のみが担当することになり、同月〇日、厨房で野菜を切っていると手に力が入らなくなり、左手指に痛みと痺れが出てきて、左手指が腫れ、同年〇月〇日起床後、左肩の痛み気付いたという。

請求人は、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し「左肩腱板損傷、左手根管症候群、左手指腱鞘炎、頸肩腕症候群等」と診断され、同年〇月〇日受診のE病院においては「左肩関節腱板症」と診断され、更に同年〇月〇日、F病院に受診し「左肩拘縮」と診断され、療養を継続した。

請求人は、上記疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人に認められる疾病の発症と請求人の従事した業務との間には相当因果関係が認められ、主治医らの意見によれば、医学的にも業務性が裏付けられている旨主張している。

(2) 請求人に認められる疾病は、請求人が受診した医療機関における担当医の意見書によると、それぞれ、「左肩腱板損傷、左手根管症候群、左手指腱鞘炎、頸肩腕症候群等」、「左肩関節腱板症」、「左肩拘縮」及び「デュピュイトラン拘縮」(以下「本件疾病」という。)である。

当審査会としても、請求人が本件疾病発症前に従事していた業務は、決定書理由に説示のとおり上肢等に負担のかかる作業であることから、請求人に発症した本件疾病は、上肢作業に基づく疾病に該当する可能性があるものと判断する。

(3) ところで、上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務上外の判断については、労働省(現：厚生労働省)労働基準局長が、「上肢作業に基づく疾病の認定基準について」(平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えてるので、以下、認定基準に照らして検討する。

(4) 請求人が従事した業務についてみると、当審査会としても、決定書理由に説

示するとおり、「上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後発症したものであること」及び「発症前に過重な業務に就労したこと」とする認定要件については、請求人の従事した日数が17日間にとどまること、業務量の変動は基本的にないこと等から、いずれも満たしているとは認められないものと判断する。

- (5) 次に、本件疾病の発症原因について、本件における医学的見解をみると、G医師は、「1発症から貴院受診までの経緯」から始まる書面において、請求人の左中・環指の腱鞘炎は過度の負担により発症した可能性がある旨述べている。また、H医師は、平成〇年〇月〇日付け回答書において、請求人の左肩の症状は、業務によって生じた外傷によって発症した可能性が50%以上であると述べ、その根拠として、請求人の年齢からみて変性より外傷が症状発現の誘因になる旨述べている。

一方、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、E病院の平成〇年〇月〇日の診療録には（左手指の）屈筋の腱鞘炎は確認されておらず、（平成〇年）〇月以降に（左手指の「デュピュイトラン拘縮」類似の）腱鞘肥厚が生じた原因は不明である旨述べている。また、請求人の左肩について、画像診断上、左肩腱板の部分断裂が生じている可能性があることから腱板変性の状態であり、〇歳を超えている請求人においては、家事作業等の日常動作でも生じ得るものであり、請求人の業務量や内容が認定基準を満たさないのであれば、業務上の負傷とは考えられない旨述べている。

当審査会としても、請求人の従事した業務量・内容、医学的所見等に鑑み、I医師の意見は妥当であり、請求人の本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められないと判断する。

- (6) また、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。
- (7) 以上の点を総合すると、請求人に発症した本件疾病は、認定基準に定める上肢に過度の負担のかかる業務により発症した上肢障害とは言えず、業務に起因して発症したものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。